

# 鳥取縣公報

昭和二十二年九月五日 金曜日

本省ノ大キヤム 準定規則ム附

## 規則

### ◆鳥取縣規則第二十一號

昭和十五年六月鳥取縣令第四十三號鳥取縣藥檢定規則施行手續はこれを廢止する。

昭和二十二年九月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

## 告示

### ◆鳥取縣告示第三百九十二號

昭和二十二年四月厚生省令第十號「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律」及び「有毒飲食物等取締令」の施行に關する件第二條の規定の食品衛生監視員の證を次のよう交付した。

昭和二十二年九月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

### ◆鳥取縣告示第三百九十三號

昭和二十二年九月五日左記の者に對し動力櫻指業免許證を下附した。

昭和二十二年九月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

### ◆鳥取縣告示第三百九十四號

昭和二十二年九月五日左記の者に對し動力櫻指業免許證を



00279

## (五) 取扱者

岐阜縣加茂郡太田町

住所

長野縣筑摩郡塙尻町

人相

着衣

身長五尺三寸位

前齒義齒

脣髮濃し

頭頂

禿其の他特徴なし

着衣

和服勞働姿

遺留品

洋傘直し道具箱一つ

柳行季一つ(内容ボロ衣)

右は昭和二十二年五月三十一日午後十時岐阜縣加茂郡太

田町三七四七番地柳屋旅人宿にて病死。死亡の原因は喘

息肺氣腫の如く本年生前の話を総合すれば三十年程前競

馬にて失敗し流浪の旅を續けて居た。

本人は青年時代養子(婚)に行つた先に男の子があり現在

在音信はないが嫁も貰つて息子夫婦は長野縣方面に居

住の旨漏らした事がある。

(五) 取扱者

奈良縣生駒郡山町

本籍、住所、身分、職業、不詳

(五) 取扱者

山本政夫

當年四七才の男

人相特徴

身長五尺二、三寸位其の他白骨のため不詳

87500

着衣及携行品

國防色服上下

薬ぞうり假出獄票一枚

大阪營團配給

右の者は昭和二十二年一月頃凍死と推定五月十五日生駒

郡山町北郡山六五五番地廣藤辰治郎方の物入内に於て

發見依而同日郡山町共同墓地に於て假埋葬を行つた。

昭和二十二年九月五日印 刊行者 岩城義次  
編集者 岩城義次

第三種監視物取扱